(傍線の部分は改正部分)

いう。) 第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおり第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」と(暴力的不法行為等)	第一章 総則	田次 田次 田次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	改正後
いう。) 第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおり第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「法」と(暴力的不法行為等)	第一章 総則	目次   日次   第二章 対立抗争時の事務所の使用制限(第二十二条)   第二節   本の強要の規制その他の規制等   第二節   本の強要の規制等(第二十二条)   第二節   本の強要の規制等(第二十二条)   第二節   本の一の四)   第二節   本の一の四)   第二章 (略)   第二章 (略)   第二章 公安委員会の報告等(第四十二条 第四十二条)   第九章 雑則(第四十六条 第五十条)   第九章 雑則(第四十六条 第五十条)	改正前

第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとお 四十九 五十七 りとする。 ≡ + = \_ = 五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二 五十~ 五十五 とする。 三十三~四十八 (指定に係る公示事項) -| | | | | | 号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪 団が現に指定されている場合にあっては、当該指定番号 おいて同じ。) に係る暴力団の名称 る部分に限る。 条第二号 (第三十七条に係る部分に限る。)、第五号若しくは第六号 十二号) 第二十六条に規定する罪 定する罪 係る部分に限る。) 又は第三号 (第十四条に係る部分に限る。) に規 六号) 第八十条第一号、 に規定する罪 に係る部分に限る。)又は第百十四条第一号(第四十一条第一項に係 指定(法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下この章に 指定に係る番号(以下「 第百九条第八号、 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) 第四十九条第二 (略) 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) (略) (略) (略) (略) )若しくは第七号(第七十七条に係る部分に限る。) 第百十二条第二号 (第三十八条第一項及び第二項 第二号 (第九条第一項及び第十一条第三項に 指定番号」という。 )及び指定に係る暴力 第百七 第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとお 五十四 りとする。 四十八~五十三 三十二~四十七 とする。 二・三 (略) (指定に係る公示事項) -| | | | | | は、当該指定番号 に係る暴力団の名称 指定(法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下同じ。) 指定番号及び指定に係る暴力団が現に指定されている場合にあって (略) (略) (略) (略)

五 (略)

第二章 暴力的要求行為の規制等

(行為者と密接な関係を有する者)

は、行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族とする。第十二条 法第九条第七号及び第十九号の国家公安委員会規則で定める者

(暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設)

設けられている場合にあっては、火葬場を除く。) 及びゴルフ場とするル又は旅館 ( 専ら宿泊の用に供される部分を除く。 ) 、斎場 ( 火葬場が第十三条 法第九条第十八号の国家公安委員会規則で定める施設は、ホテ

五 (略)

第二章 暴力的要求行為の規制等

(行為者と密接な関係を有する者)

る者は、行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族とする。 第十二条 法第九条第六号の二及び第十三号の国家公安委員会規則で定め

(暴力的要求行為等に対する措置命令等の方法)

別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。
三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。)を除く。)は、一項又は第十二条の六第二項の規定に係る仮の命令(法第一項又は第十一条第二項、第二項の規定による命令(法第十一条第二項、第2 法第十一条第二項、第十二条の四第

| 示書を送達して行うものとする。 | 法第十二条の四第二項の規定による指示は、別記様式第八号の二の指

(譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪)

る罪は、次のとおりとする。 第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定め

一~十五 (略)

(譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪)

第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定め

一~十五 (略)

る罪は、次のとおりとする。

三項までに規定する罪十六の犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第

· (暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等

採るものとする。 当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相第十四条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第

|〜三 (略)

すること。 ) が行っている法第三十二条の三第二項第八号の事業について教示 | 一十四条第十号及び第二十六条において「都道府県センター」という四 | 法第三十二条の三第一項の都道府県暴力追放運動推進センター (第

五・六 (略)

のとする。
2 法第十三条の申出は、別記様式第七号の援助申出書を提出して行うも

(事業者に対する援助の措置)

に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。 受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けたい旨の申出を

| 〜七 (略)

第三項において同じ。)を紹介すること。の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条号)の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関(法第三十二条八 不当要求情報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五

第十六条 (略) (被害回復アドバイザー)

(暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等

採るものとする。 当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相第十四条 都道府県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) は、法第

|〜三 (略)

すること。 ) が行っている法第三十二条の二第二項第八号の事業について教示。 ) が行っている法第三十二条の二第二項第八号の事業について教示二十七条第十号及び第二十九条において「都道府県センター (第二 法第三十二条の二第一項の都道府県暴力追放運動推進センター (第

五・六 (略)

のとする。 2 法第十三条の申出は、別記様式第九号の援助申出書を提出して行うも

(事業者に対する援助の措置)

に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容第十五条(公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けたい旨の申出を

|〜七 (略)

第三項において同じ。)を紹介すること。 の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条号)の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関(法第三十二条八 不当要求情報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五

(被害回復アドバイザー)

第十六条 (略)

2 (略)

(責任者の選任の届出)

第十七条 (略)

委員会に提出して行うものとする。2(前項の規定による届出は、別記様式第九号の責任者選任届出書を公安)

(責任者講習の通知等)

のとする。
した事業者に別記様式第十号の責任者講習通知書を送付して通知するもの実施予定期日の三十日前までに、第十七条第一項の規定により届出を第十九条(公安委員会は、責任者講習を行おうとするときは、責任者講習

- 責任者講習受講申込書を提出しなければならない。2 責任者講習を受けようとする者は、公安委員会に別記様式第十一号の
- 受講修了書を交付するものとする。
  3 公安委員会は、責任者講習を受講した者に対し、別記様式第十二号の

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等

2 (略)

(責任者の選任の届出)

第十七条 (略)

安委員会に提出して行うものとする。2 前項の規定による届出は、別記様式第十一号の責任者選任届出書を公

(責任者講習の通知等)

ものとする。
した事業者に別記様式第十二号の責任者講習通知書を送付して通知するの実施予定期日の三十日前までに、第十七条第一項の規定により届出を第十九条(公安委員会は、責任者講習を行おうとするときは、責任者講習

- 責任者講習受講申込書を提出しなければならない。2.責任者講習を受けようとする者は、公安委員会に別記様式第十三号の2.
- 受講修了書を交付するものとする。
  3 公安委員会は、責任者講習を受講した者に対し、別記様式第十四号の

『三章 対立抗争時の事務所の使用制限

(事務所の使用制限の命令の方法)

行うものとする。
いて同じ。)は、別記様式第十五号の事務所使用制限命令書を送達してによる命令(法第十五条第一項の規定に係る仮の命令を除く。次項にお以下この項、次項、第三十七条及び第三十九条において同じ。)の規定第二十条 法第十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。

# (事務所の使用制限の命令に係る標章)

様式第十三号のとおりとする。第二十条 法第十五条第四項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記

(特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知)

送達して行うものとする。 送達して行うものとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章)

章は、別記様式第十五号のとおりとする。第二十一条の二(法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項)

第二十一条の三 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項

の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 指定に係る指定暴力団等の名称
- | 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

法第十五条第一項後段の規定による同項の規定による命令の期限の延

2

ಠ್ಠ

――― 長は、別記様式第十六号の命令期限延長通知書を送達して行うものとす

(標章)

記様式第十七号のとおりとする。第二十一条 法第十五条第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別

- 五 四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- に 法第十五条の二第一項に規定する警戒区域 警戒区域」という。 (以下この章において単
- 指定の期限
- 비 치 指定の根拠となる適用法条

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項)

第二十一条の四 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項

次のとおりとする。

指定をした旨

の国家公安委員会規則で定める事項は、

- 指定に係る指定暴力団等の名称
- 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 기 비 치 되 미 티 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
  - 指定に係る指定暴力団等の指定番号
  - 警戒区域
  - 指定をした理由
- 指定をした年月日
- 指定の期限

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知の方法)

第二十一条の五 のとする。 の規定による通知は、 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項 別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うも

(警戒区域の変更に係る公示事項)

第二十一条の六 の国家公安委員会規則で定める事項は、 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項 次のとおりとする。

警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等(法第十五条の二第一

項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。以下同じ。 )の名称

地 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在

Ξ び住所 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及

四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

六 五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

変更後の警戒区域

(警戒区域の変更に係る通知すべき事項)

第二十一条の七 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項

の国家公安委員会規則で定める事項は、 次のとおりとする。

警戒区域を変更した旨

警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称

警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在

地

兀 び住所 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及

치시 비치되 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

警戒区域の変更に係る指定をした年月日

変更後の警戒区域

警戒区域を変更した理由

警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)

第二十一条の八 の規定による通知は、 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項 別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達し

て行うものとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)

第二十一条の九 の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第一項

- 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- $\equiv$ 住所 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び
- 兀 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
- 五 指定をした年月日

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)

第二十一条の十 国家公安委員会規則で定める事項は、 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項

次のとおりとする。

指定を取り消した旨

の

- 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- $\equiv$ 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 兀 住所 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び

五 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

六 指定を取り消した年月日

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)

第二十一条の十一 行うものとする。 項の規定による通知は、 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三 別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

# 第一節 加入の強要の規制等

(その者と密接な関係を有する者)

とおりとする。 第二十二条 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次の

**一**~五 (略)

不当な行為の相手方な行為に関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該現に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当六、その者が法第三十二条の三第一項第二号の暴力追放相談委員として

# 第一節 加入の強要の規制等

(その者と密接な関係を有する者)

とおりとする。 第二十二条 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次の

不当な行為の相手方な行為に関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該現に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当六。その者が法第三十二条の二第一項第二号の暴力追放相談委員として

(加入の強要等に対する措置命令の方法)

いときは、口頭で行うことができる。
送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでな止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を第二十四条 法第十八条第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中

る仮の命令を除く。) は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して2 法第十八条第二項又は第十九条の規定による命令 (これらの規定に係

行うものとする。

(指詰めの強要等に対する措置命令の方法)

ないときは、口頭で行うことができる。を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なもので中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書第二十五条 法第二十二条第一項の規定による命令は、別記様式第七号の

第二十四条(法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措(離脱の意志を有する者に対する援護の措置等)

置は、次のとおりとする。

十一都道府県センター〜九 (略)

、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保いて離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所下「都道府県センターが行う法第三十二条の三第二項第五号の事業につ

十一 (略)

護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

(社会復帰アドバイザー)

第二十五条 (略)

(都道府県センターからの報告等)

第二十六条 都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出

に係る仮の命令を除く。)は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達2 法第二十二条第二項又は第二十三条の規定による命令(これらの規定

して行うものとする。

(少年に対する入れ墨の強要等に対する措置命令の方法)

中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書第二十六条(法第二十六条第一項の規定による命令は、別記様式第七号の

を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なもので中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書

ないときは、口頭で行うことができる。

に係る仮の命令を除く。) は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達2 法第二十六条第二項又は第二十七条の規定による命令(これらの規定

して行うものとする。

(離脱の意志を有する者に対する援護の措置等)

第二十七条(法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措

置は、次のとおりとする。

一~九 (略)

十(都道府県センターが行う法第三十二条の二第二項第五号の事業につ

、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保いて離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所

護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一 (略)

育二十八系 、各) (社会復帰アドバイザー)

第二十八条 (略)

(都道府県センターからの報告等)

3|第二十九条|都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出

。 絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十四条各号の措置

脱希望者が同意したものとする。
 、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離る暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱報告を求めることができる事項は、離脱希望者の氏名、その者の所属す2 法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから

2

第二節 事務所等における禁止行為等

(掲示等が禁止される表示又は物品)

第二十七条 (略)

(事務所の使用の強要が禁止される用務)

第二十八条 (略)

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十七条各号の措置

脱希望者が同意したものとする。
、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離希望者について第二十七条各号の措置を執るために必要な事項であってる暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱報告を求めることができる事項は、離脱希望者の氏名、その者の所属す法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから

第二節 事務所等における禁止行為等

(掲示等が禁止される表示又は物品)

第三十条 (略)

(事務所の使用の強要が禁止される用務)

第三十一条 (略)

(事務所等における禁止行為に対する措置命令の方法)

は、口頭で行うことができる。

さいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないとき書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達す第三十二条 法第三十条の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

第二十九条 (略) (請求者と社会生活において密接な関係を有する者)

第三十二条の二 (略)

(請求者と社会生活において密接な関係を有する者)

を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なもので中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書第三十二条の三(法第三十条の三の規定による命令は、別記様式第七号の(損害賠償請求等の妨害に対する措置命令の方法)

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置命令の方法)

ないときは、

口頭で行うことができる。

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

を送達して行うものとする。 係る仮の命令を除く。)は、別記様式第十九号の三の賞揚等禁止命令書第三十二条の五 法第三十条の五第一項の規定による命令(同項の規定に

# 第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等

(特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知)

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を

## 送達して行うものとする。

(特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項)

第三十一条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第一項の国

家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 指定に係る指定暴力団等の名称
- 四三二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
  - 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 指定に係る指定暴力団等の指定番号

五 法第三十条の八第一項に規定する警戒区域 (以下この章において単

に「警戒区域」という。)

六 指定の期限

(特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項)

第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の国

家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 指定をした旨
- 指定に係る指定暴力団等の名称
- 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 警戒区域
- 指定をした理由
- 指定をした年月日
- 치 시 비 치 되 미 티 指定の期限

(特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法)

第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項

のとする。 の規定による通知は、 別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うも

# (警戒区域の変更に係る公示事項)

第三十二条の三 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第一項

の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等(法第三十条の八第一 の名称
- 地 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在
- Ξ び住所 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及

五四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号

警戒区域の変更に係る指定をした年月日

変更後の警戒区域

# (警戒区域の変更に係る通知すべき事項)

第三十二条の四 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項

の国家公安委員会規則で定める事項は、 次のとおりとする。

- 警戒区域を変更した旨
- 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称
- Ξ 地 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在
- 四 び住所 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及
- 비 치 되 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
  - 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 変更後の警戒区域

- ᆔ시 警戒区域を変更した理由
- 警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)

第三十二条の五 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項 の規定による通知は、 て行うものとする。 別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達し

(事務所の使用制限の命令に係る標章)

第三十二条の六 標章は、別記様式第十三号のとおりとする。 法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)

第三十二条の七 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一

指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

項の国家公安委員会規則で定める事項は、

次のとおりとする。

- 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- $\equiv$ 住 所 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び

兀 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五 指定をした年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)

第三十二条の八 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三

項の国家公安委員会規則で定める事項は、 次のとおりとする。

- 指定を取り消した旨
- 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称
- $\equiv$ 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び

五 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六 指定を取り消した年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)

第三十二条の九 項の規定による通知は、 行うものとする。 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三 別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して

第五章 報告及び立入り

(立入検査)

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のい よってはその目的を達することができないときに、行うものとする。 ずれかに掲げる場合であって、同項の規定による報告又は資料の提出に

員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき。 条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成 事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四

<u>一</u> ~ 四 (略)

げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同一 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲 れがあることを確認することが必要であるとき。 同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそ 条第三項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する

ことを確認することが必要であるとき。 法第十五条の 項に規定する暴力行為が行われるおそれがある

七 (略)

> 第五章 報告及び立入り

(立入検査)

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号の よってはその目的を達することができないときに、行うものとする。 ずれかに掲げる場合であって、同項の規定による報告又は資料の提出に

|~三 (略)

兀

同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそ げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同 れがあることを確認することが必要であるとき。 条第二項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲

五 (略)

ことを確認することが必要であるとき。、法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがある

+|+|+|-|

2 (略)

第六章 仮の命令

六・七 (略)

2 (略)

第六章

仮の命令

(仮の命令の方法)

| る書面を送達して行うものとする。| 第三十七条 | 仮の命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

の再発防止仮命令書条第二項又は第二十七条の規定に係る仮の命令。別記様式第二十四号十八条第二項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六二、法第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第

請求妨害防止仮命令書 | 法第三十条の四の規定に係る仮の命令 別記様式第二十五号の二の

の三の賞揚等禁止仮命令書四に係る仮の命令の記様式第二十五号四の法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令の記様式第二十五号

(仮の命令をした公安委員会の通知の方法)

知書を送付して行うものとする。 た理由に係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十六号の移送通第三十八条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該仮の命令をし

(仮の命令をした公安委員会の通知の方法)

係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十四号の移送通知書を送第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。)をした理由に第三十七条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該仮の命令(法

付して行うものとする。

(仮の命令に係る標章の取除き)

除かなければならない。 掲げる仮の命令の効力を失わせたときは、当該各号に定める標章を取り第三十八条 公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により次の各号に

- により貼り付けられた標章 一 法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 同条第三項の規定

第七章 公安委員会相互の協力

(指定等についての協力)

第三十九条 公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しては第三十条の八第一項の規定による指定(以下この条において単に「保る暴力団の実態を把握していると認められる他の公安委員会は、指定」という。)又は指定の取消しをするため必要があるときは、指定照会を受けた公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若し、第三十九条 公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若し、

(命令等についての協力)

第四十条 (略)

2

(略)

(仮の命令に係る標章の取除き)

定によりはり付けられた標章を取り除かなければならない。第一項の規定に係る仮の命令の効力を失わせたときは、同条第三項の規第三十九条(公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により法第十五条

第七章 公安委員会相互の協力

(指定等についての協力)

(命令等についての協力)

第四十一条 (略)

2 (略)

第四十一条 (略) (援助の措置についての協力)

2 (略)

第八章 公安委員会の報告等

(主たる事務所の決定の通報)

号の主たる事務所決定通報書を送付して行うものとする。第四十二条法第三十六条第二項の規定による通報は、別記樣式第二十五

(公安委員会の報告事項)

ぞれ同表の下欄に定める事項とする。 委員会が定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に従い、それ 第四十三条 法第三十六条第三項の規定による報告に係る同項の国家公安 第

(略)	十一の三・十一の四 (略)
の理由の概要	
認める場合には、その旨及びそ	認める場合
項に規定する暴力行為であると	)に係る暴力行為が発生したと
四項において準用する同条第一	う。以下この表において同じ。
十 暴力行為が法第十五条の二第	第三項に規定する内部抗争をい
九 (略)	十一の二 内部抗争 (法第十五条
その理由の概要	る場合
と認める場合には、その旨及び	係る暴力行為が発生したと認め
項に規定する暴力行為である	以下この表において同じ。)に
九 暴力行為が法第十五条の二第	項に規定する対立抗争をいう。
(略)	十一 対立抗争 ( 法第十五条第一
(略)	
報告する事項	報告する場合

(援助の措置についての協力)

第四十二条 (略)

2 (略)

第八章 公安委員会の報告等

(主たる事務所の決定の通報)

号の主たる事務所決定通報書を送付して行うものとする。第四十三条(法第三十六条第二項の規定による通報は、別記様式第二十七

(公安委員会の報告事項)

ぞれ同表の下欄に定める事項とする。 委員会が定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に従い、それ第四十四条 法第三十六条第三項の規定による報告に係る同項の国家公安

一													
(略) (略) 事		が発生したと認める場合	おいて同じ。) に係る暴力行為	暴力行為をいう。以下この表に	第二項に規定する場合における		る場合	係る暴力行為が発生したと認め	以下この表において同じ。) に	項に規定する対立抗争をいう。		+	告する場
略) する 事	(略)					_					<del>-</del> 八	(略)	報
													告
事													す
													る
項													事
													項

十一の五

法第三十条の八第一項 | | 定番号 する指定暴力団等の名称及び指 認められる指定暴力団員の所属 為の要求若しくは依頼をしたと 暴力行為を行い、又は暴力行

暴力行為の概要

び場所 暴力行為が発生した年月日及

兀 性別 当該指定暴力団員の本籍又は国 籍、住所、 が行われたと認める場合には、 指定暴力団員により暴力行為 氏名、生年月日及び

五 団員の本籍又は国籍、住所、氏 日及び性別並びに当該指定暴力 又は国籍、住所、氏名、生年月 要求又は依頼を受けた者の本籍 われたと認める場合には、当該 を受けた者により暴力行為が行 指定暴力団員の要求又は依頼 生年月日及び性別

六 暴力行為が指定暴力団員又は

者により行われたと認める理由 その要求若しくは依頼を受けた

七 の概要 て行われたものであると認める 項各号に掲げる行為に関連し 暴力行為が法第三十条の八第

による命令(同条第三項においいて準用する同条第一項の規定・会員の表第一項の規定・会員の表第一項の規定・会員の表第三項におり、会員のようによる。	た場合 ( ) をし	よる同条第一項の規定による命	の命令及び同条第二項の規定に	よる命令 (同項の規定に係る仮	十三 法第十五条第一項の規定に (略)	十二の三 (略) (8	の命令を含む。)をした場合	よる命令(同条の規定に係る仮	命令又は第十二条の六の規定に	三十条の七第四項の規定による	十二の二 法第十二条若しくは第 (略)	した場合	三十条の三の規定による命令を	二条の二、第三十条若しくは第一	る仮の命令を含む。) 又は第十	による命令 (これらの規定に係	で若しくは第三十条の十の規定	三十条の七第一項から第三項ま	の四、第三十条の五第一項、第	十六条、第二十七条、第三十条	第二十二条、第二十三条、第二	第一項、第十八条、第十九条、	十二 法第十一条、第十二条の四 ( ㎏	
(略)					哈)	略)					哈)												略)	理由の概要
による命令(同条第二項においいて準用する同条第一項の規定十三の二 法第十五条第二項にお	の延長を含む。)をした場合	る同項の規定による命令の期限	の命令及び同項後段の規定によ	よる命令 (同項の規定に係る仮	十三 法第十五条第一項の規定に	十二の三 (略)		仮の命令を含む。)をした場合	による命令(同条の規定に係る	る命令又は第十二条の六の規定	十二の二 法第十二条の規定によ			る命令をした場合	しくは第三十条の三の規定によ	又は第十二条の二、第三十条若	規定に係る仮の命令を含む。)	項の規定による命令 (これらの	の四若しくは第三十条の五第一	十六条、第二十七条、第三十条	第二十二条、第二十三条、第二	第一項、第十八条、第十九条、	十二 法第十一条、第十二条の四	
(略)					(略)	(略)					(略)												(略)	

十四・十五 (略)				む。)をした場合	定による命令の期限の延長を含	項の規定による同条第一項の規	定に係る仮の命令及び同条第二	項の規定による命令(同項の規	十三の八 法第三十条の十一第一							する警戒区域の変更をした場合	の規定による同条第一項に規定	十三の七法第三十条の八第三項		。)をした場合	による指定の期限の延長を含む	の規定による同条第一項の規定	の規定による指定(同条第二項	十三の六 法第三十条の八第一項			
(略)	五 命令に係る期間	四 命令をした年月日	三命令の内容	二 命令に係る事務所の所在地	定番号	する指定暴力団等の名称及び指	年月日及び性別並びにその所属	本籍又は国籍、住所、氏名、生	命令を受けた指定暴力団員の	要	五 警戒区域を変更した理由の概	四 警戒区域を変更した年月日	三変更後の警戒区域	した年月日	警戒区域の変更に係る指定を	番号	険指定暴力団等の名称及び指定	警戒区域の変更に係る特定危	五 指定をした理由の概要	四指定の期限	三 指定をした年月日	指定に係る警戒区域	称及び指定番号	指定に係る指定暴力団等の名	要	五 警戒区域を変更した理由の概	四 警戒区域を変更した年月日
十四・十五 (略)																											
(略)																											

(官庁、 公共団体その他の者に対する協力要求手続)

第四十四条 (略)

第九章 雑則

(命令等の送達に係る書類)

第四十五条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 法第三十九条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類

条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命 条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、 法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八 別記様式第二十六号の中止命令書 第三十条、第三十

第二項、 法第十一条第二項、 条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の 第一項、 八条第二項、 七第三項若しくは第四項又は第三十条の十第二項の規定による命令 ( 法第十一条第二項等の規定」という。) に係る仮の命令を除く。 法第十一条第二項、 別記様式第二十七号の再発防止命令書 第十二条の六第二項、 第二十七条又は第三十条の十第二項の規定 (第十号において 第十九条、 第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、 第十二条第一項、 第二十二条第二項、 第十八条第二項、 第十二条の二、 第二十三条、 第十九条、 第十二条の四 第二十六条 第二十一 第十

三 法第十二条の四第二項の規定による指示 別記様式第二十八号の指

四 第二十九号の事務所使用制限命令書 れらの規定に係る仮の命令を除く。 法第十五条第 一項又は第三十条の十一第 次号において同じ。 一項の規定による命令(こ 別記様式

五 法第十五条第二項 (同条第三項において準用する場合を含む。)の

( 官公署に対する協力要求手続

第四十五条

(略)

第九章 雑則

別記様式第三十号の命令期限延長通知書の十一第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条

- 七 法第三十条の四の規定による命令 (同条の規定に係る仮の命令を除
- 八 法第三十条の五第一項の規定による命令 (同項の規定に係る仮の命く。) 別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書

- 令 別記様式第三十六号の事務所使用制限仮命令書 十一 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命
- 号の賞揚等禁止仮命令書十三 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十八
- 号の用心棒行為等防止仮命令書十四、法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令、別記様式第三十九

#### (書類の送達)

(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法第四十六条 公安委員会が法又はこの規則の規定により送達する書類は、

#### (書類の送達)

「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けに規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九第四十六条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若

るものとする。 を受けるべき者の住所又は居所 (事務所及び事業所を含む。) に送達す

#### (公示送達の方法)

- 府県警察本部」と読み替えるものとする。 において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合が同項に成立の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に
- 読み替えるものとする。 て、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と る当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合におけ 同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合におけ 第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が
- 員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示事」項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項

とする。 るべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達するもの

### 別記様3

※受理年月日	横 田 申 田 嶽
--------	-----------

公安委員会 殿

を受けたいので、次のとおり申し出ます。

併

川

申出人の氏名又は名称

\* 受けたい援助の内 暴力的要求行為又 は準暴力的要求行 求めたい措置の内 為をした者に対し は準暴力的要求行 為の内容 暴力的要求行為又 E -111-人 氏名又は名称 羅 市 翭 먚

※印欄には記載しないこと。

とができる。 申出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名するこ

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### 別記様式

	※受強年月日	※熨理番号
--	--------	-------

#### 助申 EE

を受けたいので、次のとおり申し出ます。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第13条の規定による援助

回

Ш

公安委員会 殿

申出人の氏名又は名称

Ж 求めたい措置の内 受けたい援助の内 暴力的要求行為又 は準暴力的要求行 Œ -# 為をした者に対し は準暴力的要求行 地の内容 暴力的要求行為又 人 氏名又は名称 羅 Ħ 翭 과

和 ※印欄には記載しないこと。

2 申出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名するこ とができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### 別記様式第8号 (第16条関係)

略被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身 分を示す別記様式第8号の身分証明書を携帯し、関係者から請求が あったときは、これを提示しなければならない。 第16条

暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律施行規則(技粋)

**無** 

ω 10

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

#### 別記様式第10号(第16条関係)

規則第16条に定める被害回復アドバイザーであることを証明する。 上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行 村 畑 被害回復アドバイザー証 P įγ. 85.6 警察本部長 **無** 搬 併 M 舥 田生) 山 54.0

暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律施行規則(抜粋)

第16条 點

0

3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第10号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

#### 別記様

		*	※受強年月日	年月	Щ			※受理番号	
呏	Ŧ	卅	đú.	Ħ	II	<del>L</del>	俳		

責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する

Ш

関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

届出者の氏名又は名称

뺊

亷 啉 妣 Œ 画 選任年月日 漸 翁 1 凩 氏名又は名称 事業所の所在地 (みりがな) 併 浴 顯 耳 革 啦 光 安 Щ 融品 併 併 回 耳 Ш Ш

※印欄には記載しないこと。

とがてきる。 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名するこ

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第11号(第17条関係)

※河崩中
------

#### Ħ 坤 紬 甪 画 EE 畊

咖

関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。 責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称

깸

	坤	亷		珊		華	E	画
滋	神	袋 油	#	凩	1220	用	翭	*
中	20		併		(ふりがな)	氏名又は名称		事業所の所在地
年月	常	縣	油		35.75	£ 27		が
Щ	#	4位 4	щ	1/4	٣	答	描	住地
	pù							
	略話							
年	s話 (		平					
年月	話 ( )		年月					

産ん ※FP(例でしる品面をしよくことで

届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名するこ

とができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### 別記様式第10号(第19条関係)

雏	受講申込先	受講申込受付期間	講習の種別	講習の場所	5	M	講習を下記のとおり行うので通知します。 記	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する		(責任者		
		年					กัวด	当な行		)	海	地泊
		Я			平		で通知	為の防				神
							<b>記 等</b>	1条円				H
		日から			分から	併		調す				超漸
		華			平	Ш		る法律				割
		Ж			900	ш		第143	2			П
					分まで			第2	公安委員会		+	Ī
		は、						項に規			Д	1
		52%						定する			п	I

### 別記様式第12号(第19条関係)

(責任者				
$\cup$	郷		車	
	1,000		亷	8
			琳	
			罪	
			$\Pi_M^M$	
			漸	
			泔	
			П	
		併		
		Ш		
		Ш		

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する 講習を下記のとおり行うので通知します。

公安委員会 回

旅	受講申込先	受講申込受付期間	講習の種別	講習の場所	講習の日時	
		拼				
		洒			平	
		日から			分から	1
		併			正型	
		五			日分まで	
		はは			7	

別記様式第11号 (第19条関係)

※交埋年月日 ※交担年月日 ※交担年月日 ※交担年月日 ※		0	備考 1 ※印欄には言	講習の場所	講習の日時	講習の種別	選任年月日	青任者の連絡先	(ふりがな) 青任者の氏名	9		公安委員会 殿	責任者講習の受講を申し込みます。	貴 缶	
現 開	1日	**************************************	信載しないこと。		900		年	, mil			申込人の		申し込みます。	推	※安雄年月
	路 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	the second			分から		Э	路			)氏名又は4			304 2041	

とができる。

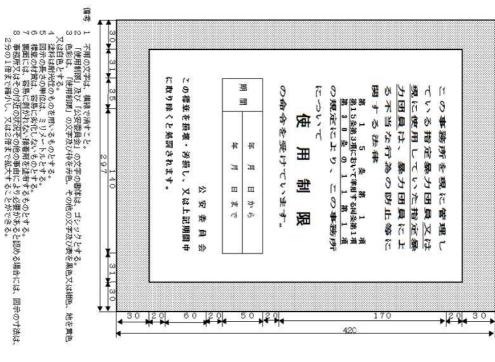
2 申込人は、	備考 1 ※印稿には	講習の場所	講習の日時	講習の種別	選任年月日	青任者の連絡先	(ふりがな) 青任者の氏名		公外按風狀 聚		責任者講習の受講を申し込みます。	파	
氏名を記載し及び押印することに代えて、	※印欄には記載しないこと。		時年		年	題記			申込人のほ		を申し込みます。	任者講習受	※受理年月日
師することに			月 日 分から I		月日	~			名又は名称及7	65		講申込	※受理番号
代えて、署名するこ			時 分まで			)		•	申込人の氏名又は名称及び事業所の所在地	年月日		m##	※受講修了書番号

### 別記様式第12号(第19条関係)

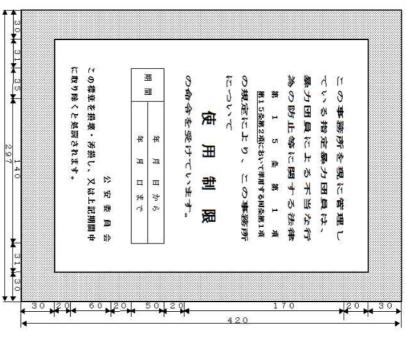
#### 別記様式第14号(第19条関係)

	講習を受講した者であることを証明する。	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する	講習年月日	講習の種別	凩	亩		
1000	###	77	Ш	温	13/4	平		
併	が、	94 eN						
川	á	똤						
नात	94	9.5						
Ш	(A	训					<b>/4</b> A	
	か世	3						
	遍	Ė					304	
	94	77 77					病	
		世					$\dashv$	
		64					n#	
		共						
		光						
公安委員会		**						H
搬		100						du
110 110		響						
		規短						本
=		4						4
		6)2						

## 別記様式第13号(第20条、第32条の6関係)



別記樣式第17号(第21条関係)



雅

編集

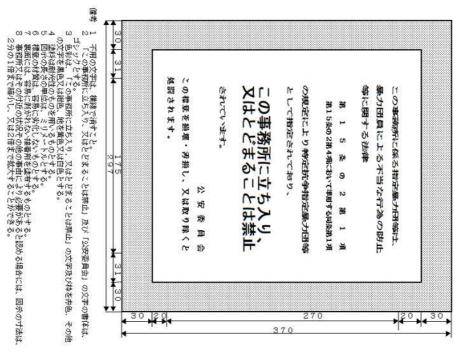
- 1 不用の文字は、構線で消すこと。
  2 「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
  3 色彩は、「使用制限」の文字及び特を赤色、その他の文字及び表を無色又は相色、地を黄色
  3 色彩は、「使用制限」の文字及び特を赤色、その他の文字及び表を無色又は相色、地を黄色
  又は白色とする。
  4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
  5 四赤の長さの単位は、ミリメートルとする。
  5 四赤の長さの単位は、ミリメートルとする。
  6 標章の材質は、容易には近れない場合程を達者するものとする。
  7 要面には、容易には近れない場合程を達者するものとする。
  2 分の1 倍まで編介し、又は2倍まで拡大することができる。

## 別記様式第14号(第21条、第30条関係)

期 徳 理 泉 長 東 マ マ さる 由	経長後の	The state of the s	をおいまない。 (名の)	海用する同条第 2	暴力団員による				
	併	다. 작	に係る特定航争指定暴力回等 特定危険指定暴力回等の指定の期限を延長したので、 がする。	第 2 項 で準用する同条第2項の規定により、指定通知書( 第 2 項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項におい 第一3 0 条 の 8		<b>F</b>	指定期限延長通知書	
	五		指定の期限	通知書(	する法律第			新田書	
	ш		を延長し	併	15条の2 3 0	公安委員会	併		<del>R</del>
	4 4		たのさ	川	条件条件	渺	Ш		
			, ~ 귀 맨	田無	9779 878	<b>E</b>	ш		ď

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。2 不用の文字は、横線で消すこと。3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第15号(第21条の2関係)



別記様式第18号 (第21条の5、 第32条の2関係)

下記指定暴力団等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 1 5 条 の 2 第 1 項 第15の2第4項において準用する同等第1項の規定により特定抵争指定暴力団等 第 3 0 条 の 8 第 1 項 の規定により、下記のとおり通知する。 記 として指定したので町法第35条の8第4項において準用する同法第7条第3項 指定に係る指定暴力団等 代表する者 又はこれに 代わるべき者 主たる事務所の所在地 币 蚺 霽 凩 甪 퐈 咖 禁 NI. 諩 定 油 挡 畊 公安委員会 併 雅 耳 9 Ш 10

縮 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

益

ଳ

附

C

17

描

田

並 鏇 雕

刑 PA

9 7

Ħ

嚴 Ш

詽 皏

M M

田まつ Ш

涆

川

戡

冈 皏

爽

別記様式第17号(第21条の8、第32条の5関係)

車	変更	整社 法定	係る	4 《正公元』	2団塗			10E	西法第1 第3	49	第7第単甲甲	暴力区			
	後の	対域のし	大さる人が	1 4	描纸	主たる事	孙	記のとおり通知する	編15架の2第 第30架の8第	に係る特定税争指定暴力団等の指定に係る警戒区域を変更したので、	3 7る同条第3 3	第 果力団員による不当な行為の防止等に関する法律第1 第			
Ħ	響 戒	変 更 に た 年	が、治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・	るが	幽	事務所の所在地		On	5項	抗争指 危険指	項 63項の規定により、 項	不逃され	魙		樹
m	冈	で産品	凩	爭	-41.	所在			25	定暴定	)規定	行			基
п	換	田砂	1/4	平	卓	掛	茶		型と	四七月回七月	27 94	4300		100	지 **
								깶	9項において準用する同法第7 5項	影響品の指	巡離	が続け			其時
									同法第	定に	指定通知書	強			1
									-7/h	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	珊	法			ii.
Ĥ		年							※3	無因	(	<b>形型架</b>	B		**
п		且							条第3項の規定により、	域を変	併	1 5 15条の2 3 0	公安委員	併	争
									定によ	更した	Ш	条件のでの	No	Ш	
п		ш							k η, ∓	50%	田網	明 の 数 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		ш	4

金地 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 不用の文字は、横線で消すこと。
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

変

浬

C

7

猫

**H** 

# 別記様式第18号 (第21条の11、第32条の9関係)

定を取り消した年月日	大なしたで 代わるべき者 氏 名	代表する者 住 所	指定番号	主たる事務所の所在地	名	指定をした年月日		準用する同法第7条第3項の規定により、	員による不当な行為の	特定暴力団等に係る 特別		殿		指 矩	
1	IN	TT.	- Tu	(#	9	<u> </u>	7064 CT4	下記の	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 <sup>第15</sup> 条の4第2項 第30条の12第2項	特定統争指定暴力団等に係る特定統争指定暴力団等 の指定を取り消したので、 特定危険指定暴力団等				取消通知書	
Э						ЭШ		下記のとおり通知する。	第15条の4第2項 第30条の12第2項	定を取り消し	公安委員会		年月		光
ш						ш			2457	たので、			ш		4

# 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第19号(第25条関係)

(**津**)

暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律施行規則(抜粋)

第25条 略
2・3 略
4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第19号の身分証明書を携帯し、関係者から請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

### 別記様式第19号(第28条関係)

規則第28条に定める社会復帰アドバイザーであることを証明する。 上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行 丰 酒 社会復帰アドバイザー証 尹 ш ihi 85.6 搬 響療本部長 舥 田生) 山 8 54.0

暴力回員による不当な行為の防止 等に関する法律施行規則(技粋) 第28条 略 2・3 略

**#** 

4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第19号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

### 別記様式第24号(第37条関係)

峅		7		4		冰		PH		4b		邻		9		痢		9	搏		の続き	の同法第	湘			11		
tt	樂	回	力場	う	定め	指で	700 92	4 교	河	所暴	が	松蓝		郡の	達反	田田	凩	の目付及	部为止(		世により	姚	り団員(			公安委員会		
											所の所在地	主たる事務	改	住所	行為	月日	垃	及び番号	再発防止仮命令書		の規定により、下記の仮の命令に係る移送通知書を送付する。	松鄉	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定によ			NID.		
											在地	李蕊	蓉	-3,				-			<b>の原の</b>	項の規	、当な行			潤		
																					命令	定に	地の記					梤
																					家	94	班					iĸ
																				Eri mili	がある	M S	77				à	Ří
																					画	命业	難す					#
																					知書を	をした	る法律				I	#
																併		淝	併		进行す	97.	第35张	雌	於		併	雅
																Э			Д		°,	項の規定に係る仮の命令をしたので、同法第35条第4項	第1項(	響祭本部長	公安委員会		洒	
																Щ		如	Ш			50保第	の規定	Mir	NP		ш	邨
																						4項	25		=			
																												_

龜桃

不用の文字は、構線で消すこと。
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

	14			無力	り同法第	)規(		再多	9		宛		9		部		华		PH		承		Ţ		*		┿
	公安委員会			り団昌の	姚	でなり		再発防止仮命令書	の目付及び番号	凩	生年	華凤	中の		益	<b>多</b>	所暴	属力	수 크	<b>河</b>	お記る	定め	うる	力竭	回	響い	<b>5</b> 4
	110			54.87	松肥	), Τ류		東命令書	を乗り	17/4	ЯH	Ť	住所	分	主たる	所の所在地											
	票			が得る	項の辣	司の仮		mlft	याप	Тtл	щ	並	Ť	鄠	主たる事務	斤在地											
蓉				行為の	見定に	0命令(																					
*				涉止等	素を気	が終め	22015																				
通知				公理 3	の命心	移逝	CT																				
п∰				暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定によ	項の規定に係る仮の命令をしたので、同法第35条第4項	の規定により、下記の仮の命令に係る移送通知書を送付する。																					
化件		M	Dig	第35条	9	送付す		併	账		併																
ш		公安委員会	<b>階</b> 祭本部長	第1項	同法第	ŝ		Щ			月																
Шф		胁	ink	の規定	35米第			ш	如		Щ																
4		=		20	94項																						

- 不用の文字は、構織で消すこと。
   用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第25号(第42条関係)

変更更の主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	暴力団を代表する者又は これに代わるべき者の氏名	暴力回の名符	り、下記のとおり暴力団の主たる事務所を決定したので通報する。 記	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第38条第2項の規定によ	文义 对		主たる事務所決定通報書	
				通報する	柴第2月	警察庁長官	串		账
					の規		川		
					で		ш		ᆒ

# 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「変更前の主たる事務所の所在地」欄は、主たる事務所の所在地の変更の場合に記載すること。

### 別記様式第27号(第43条関係)

変更前の主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	暴力団を代表する者又は これに代わるべき者の氏名	暴力回の名称	)、下記のとおり暴力団の主たる事務所を決定したので通報する。 記	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第38条第2項の規定によ	公安委員会 殿	T-1-C T-1/1/	<b>ナたる事務</b>
				際所を決定したので通報する。 記	に関する法律第36条第2項の	<b>警察</b> 庁長官	年 月	第二十たる 本たる 事務所決定 番続書
					規定によ		ш	ᆁ

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「変更前の主たる事務所の所在地」欄は、主たる事務所の所在地の 変更の場合に記載すること。

## 別記様式第28号(第45条関係)

(1)画

歌 か の	上記の者に対し、第 条第 項の		受ける者	命令合名							
9 3 <del>1</del> 翰	こ対し、暴力団員によ 項の規定により、	生年月日	民名	住 所	本(国)籍			澱			
	り団員によっ									#	
	7 8									F	
	不当な記のと記ると									3>	
	くる不当な行為の防止: 下記のとおり命令する。 記									4	
	今 する 2									n <del>ļļ</del>	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 D規定により、下記のとおり命令する。 記	年				響業員	公安委員会		併		账
	4	月				加加	715 2000		Э		
	が活	ш					9		Ш		ᆁ

# 別記様式第7号(第13条、第24条、第25条、第28条、第32条、第32条の3関係) (1面)

会 分 の 内 略		彩彩	上記の者に対し、		受ける者	命令名						
松	55	項の規		生年月日	田	併	本(国)籍			票		
		規定	暴力区	ш	孙	平	iiii				-	
		3.5										
		→	94								H	
	뺩	記の記	大当!								3	
		350	行法								4	
		項の規定により、下記のとおり命令する。	暴力団員による不当な行為の防止等に関す								II) <del>))</del>	
		ŝ,	半半	併				叫费	125	ы		
			77 38	Ш				響後	公安委員会	拼		舥
			-d	नाम				Mu	No	旦		
			る法律	ш					1	ш		加
	3		##				_					_

命令をする

命を含める

田 0%

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

を終付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

別記様式第27号(第45条関係)

(1画)

<b>\$</b> 少 Э	上記の者に対し、第二条第二項の	1	風ひる曲	命令を					
松		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田 名	住 所	本(国)籍	贾	2		
	古字							車	
	* III							*	
	- 94 - 94							<b>15</b> 5	
	长讀							F	
	\$ 4 \$ 4 \$ 4							굉>	
	50余							⟨lb	
	9 9							п	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関す 規定により、下記のとおり命令する。 記	拼				公安3	併	<del>3</del>	D)
	***	ш				公安委員会	H	31	16
	eM .	ш				5	ш	a	D

# 別記様式第8号(第13条、第24条、第25条、第26条関係)

(1画)

会 分 ろ 内 略	上記の者に対し、第二条第二項の		更ける曲	命令令					
松		生年月日	田名	住所	本(国)籍	題			
	から				П			車	
	দ <b>আ</b> ও গ							账	
	7 % 7 %							55	
	ド語 stree 部 単							F	
	ながれ							哥	
	がを変え							<b>∜</b> E	
	か 報 を を を を を を を を を を を を を を を を を を							n <del>ļi</del>	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関す )規定により、下記のとおり命令する。 記	併				公安委員会	併		H
	**************************************	川				3000 ND	Э		-
	が強	ш					ш		ᆁ

会 中 の 田

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

磁	金なり
10000	db
	P
	4
田	04
2	

構名 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

### 別記様式第28号(第45条関係)

(1画)

始 引の内 略		上記の者に対し、 )4第2項の規定に		受ける者	指示						
松		1.3	生年月日	用	住 所	本(国)籍			票		
		1団員により、下記の								施	
	C14 Dilp	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条より、下記のとおり指示する。								쉐	
		す為の防止 示する。								11(1)	
		等に関う	併				警察本部長	公安委員会	拼		舵
		が近	Ш				無地	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	Ħ		Jus
		<b>津第1</b> 2	ш					E	ш		如

描示の内容

# 別記様式第8号の2(第13条関係)

(1面)

世 の ら え	指式示证							
生年月日		本(国)籍			题			
							iid	
							쉐	
							п(+)	
併			警察本部長	公安委員		併		***
ш			<b>福</b>	金		Д		Jus
ш				9		ш		如

(2面)

(2面)

がらなっている。日

神がらなる。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

を終付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第29号(第45条関係)

(1面)

命令の有効期間	命		上記の者に対し、暴力団員による。 第 1 5 条 第 1 第15条第3項において準用する同条第1 第 3 0 条 の 1 1 第 1		受ける者	命令							
<b>沙</b> 規間	内容		12 5 配業	無機	生年	凩	田	*					
	74		7. 暴力 森 職力で選 1. の	現に管理している 使用している 事務所の所在地	生年月日	妆	果	本(国)籍		票			
伴			国際を開いる。国際を開いる。国際のは、国際を開いる。	る。	E							事務所	
m		C/I	よ 1 条 る 第 1 不 1 1 1									使用制料	
日から			暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 1 項 第 1 項 、準用する同条第1項の規定により、下記のとおり命令 1 1 第 1 項									事務所使用制限命令書	
伴			の防止等 で、7		併				NA NA		hìt		
ш			を記る		ш				公安委員会		年		舥
ш			) 3 3 3								Д		
はなって			5法律		ш				画		Щ		如

命令の有効期間

併

M

日から

年月

日まで

## 別記樣式第15号(第20条関係)

	(1)置			
7	(1)置			
	(1)			
	뻬	1		1
	First 1	ī	1	ī

命 企 の	上記の者に対し 第 第15条第2項におい する。		受ける者	命令令						
松	~(7t)N	現に管理する 事務所の所在地	生年月日	天 名	住 所	本(国)籍		票		
	)者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 5. 秦 第 第 1 項の規定により、下記のとおり命令 2 項において堆用する同条第 1 項の規定により、下記のとおり命令	の塔	G.						事務所使用制限命令書	
	が、上等に		併				公安委員会	併		淝
	二等に関する法律下記のとおり命令		田				MD MD	冱		-
	2 0 00 2 00 3 00 3 00		ш				9	ш		和

命令をする

開発を存する

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

### 別記様式第30号(第45条関係)

期延埋限より	命令の延長期間	日第 号)	第 2 項 用する同条第2項 第 2 項	暴力団員による			
	併	による命令の期限を、記	項 2項の規定により、 項	第 東力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 第	To the state of th		命令
	ш	要が、	事務所	一番で			阴假延围
	目から	下記のとおり延長する。	事務所使用制限命令書	関する法律			命令期限延長通知書
	Ht.	り種長	珊	≈ <u>2</u>	2		
	Д	94 94		9 第 1 第 3 孫 第 3 孫	公安委員会	併	光
	Ш		併	900	<b>业</b>	川	
	日また		Ш			Ш	40

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

2 不用の文字は、横線で消すこと。

を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第18号(第20条関係)

曲	超版する	要级	命令の延長期間	日第 号)	弗 1 用する同条第1項	暴力団員による					
			年 月 日から 年	号)による命令の期限を、下記のとおり延長する。	1   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 <u>15条</u> 条 第1 <u>5条第2項にお</u> いて進	公	殿	240	命令期限延長通知書	
			ш	জ ক	<b>○</b>	第2項	公安委員会		併		淝
			ш		年	<b>元</b> 张			Ш		
			표 개 성		Д	東2い			ш		410

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第31号(第45条関係)

(1面)

金のの内容		上記の者に対し、暴 第3項の規定により、		駆ける 曲	命合						
を 容		されて	生年月日	田	田	本(国)籍		2000			
		乗りて	Ш	加	琾	一番		票			
	ᇒ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条、下記のとおり命令する。								少年脱退措置命令書	
		行為の防止等に る。	单				23		kit.	命書	
		상 교	Ш				公安委員会		併		273
		法律							Д		
		第183	ш						ш		2

命令の内容

### 別記様式第18号(第24条関係)

(1画)

日日は子	氏 名	住 所	本(国)籍	題	1	
					The state of the s	少年最高雄體命令典
H II				公安委員会	年月	账
п				MV	ш	如

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条第3項の規定により、下記のとおり命令する。 記 光年月日 п

命をかず **田 が** 

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を終付すること。

全地

1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

命種を含める 田 0%

別記樣式第32号(第45条関係)

(1面)

	の4の規定により、	上記の者に対し、		受ける者	命令令					
			生年月日	压 名	住 所	本(国)籍		票	720.0	
	下記のとおり命令する。	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条							請求妨害	
4	合する。	下当な行為の							防止命令	
		が止等に関う	单				公安	#	щ	136
		する法	用				公安委員会	ū	1	黑
		<b>津第30</b> 3	ш					п	I	如

命令の内容

命令の内容

### 別記様式第19号の2(第32条の4関係) (1面)

生年月	単いる地	命令名					
生年月	凩	曲	<b>₩</b>	200			
田田	加	所	(国)籍	聚	3		
						*	
						慈	
						珊	
						123	
						F	
						哥	
						体	
						m <del>   </del>	
併				公安	併		Sho
ш				公安委員会	Д		舥
ш					Щ		加

命令をする由

命を合をするも

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を終付すること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。3 用級の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2酉)

別記様式第33号(第45条関係)

(1)画)

#\ #\ 9	上記の者に対し、		受ける者	命令令					
松谷		生年月日	<b>天</b> 名	住所	本(国)籍	瓔		渾	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条 より、下記のとおり命令する。 記							基準	
	下るオ世世帯の							∦	
	当な行の命令							上命	
	がの話							41	
	一	併				44		呻	
	選 ・	ш				公安委員会	併		淝
	5法律	-752					Д		
	第300	ш					ш		如

# 別記様式第19号の3(第32条の5関係) (1面)

	受ける者	PH					
年年月	果	亷	本(国	R	8		
Ш	华	职	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	9	let	<b>'</b> Дф	
						貓	
						徘	
						∦	
						F	
						哥	
						4	
						II <del>  </del>	
用				公安委員会	併		账
ш				3000 141>	Д		
Щ					Ш		ᆁ

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の5第1項の規定により、下記のとおり命令する。

命令の内容

命令をする由

命種を含める

田 0%

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を終付すること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

を添付すること。

2 不用の文字は、機線で消すこと。3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

## 別記様式第34号(第45条関係)

(1面)

上記の者に対し、	限ける曲	命金合					
生年月日   生年月日   生年月日   上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の瓜上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の瓜上記の者に対している。	用	住 所	本(国)籍	75	3	用心	
日 年 月 日 景力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条ドル 下記でしたの金金さき						棒行為	
不当な行為						等防止	
の防止等心				14		命令	
年月に関する法				公安委員会	年月		舥
#第30索				<u> </u>	ш		ᆁ

命令の内容

(2酉)

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第35号(第45条関係)

(重1)

命令の有効期間	命 令 の	上記の者に対し、暴力団員による不当な行う第1項の規定により、下記のとおり命令する。 記		受ける者	命令							
加那問	松	に対し、	生年月日	田	爭	本(国)籍			)#II			
		· 無 · 大 元	Ш	17/4	是	翻			罚	5	再	
拼		関して								ò	<b>#</b>	
ш		7 to									57	
		るの子の企業を発生した。								ŀ	F	
日から		当会は									বৌ	
37		。 家 · 世									哥	
IX.		1430									4F	
併		後	hir				訓問	125		1	m( <del>i)</del>	
<b>JII</b>		量	併				警察本部長	公安委員会		併		£
ш		が	Ш				湔	No		Э		
当まる		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条、下記のとおり命令する。 記	ш							ш		1

### 別記様式第24号(第37条関係)

(1画)

命令の有効期間	令 今 ろ 对 略		上記の者に対し、暴力団員による不当な行業 第1 項の規定により、下記のとおり命令する。		受ける者	命令						
<b>沙期間</b>	内容		はない。	生年月日	田	用	本(国)籍			HI.		
			, 無力	Ш	1/4	聖	<b>※</b>			郡	再	
併			暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条、下記のとおり命令する。								*	
ш			4 4								\$	
		Zinja	るの								F	
日から		C1	当ずな								斌	
071			行る。								哥	
			953								41	
併			半					骴	1X		ПĤ	
ш			27	併				警察本部長	公安委員会	併		恶
_			91	ш				加	71¢			
出まる			<b>注</b>					Dec.	rea	Д		
3			#35 55	ш				8	Ep	ш		車

命令をする ⊞.

命録を含めるものも

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

2 不用の文字は、横線で消すこと。 を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別記様式第36号(第45条関係)

(1面)

命分の	上記の者に対し、暴力団員による不当な行う 第1項の規定により、下記のとおり命令する。		受ける者	命令合							
松谷	c対し、暴 包により、	現に管理している 使用 事務所の所在地	生年月日	氏 名	住 所	本(国)籍		150	7	#	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条、下記のとおり命令する。	が在地								莠 所	
	242									渔用	
	大谷谷										
	がら、透									制限仮命令	
	の防止										
	等に関		拼				警察本部長	公安委員会	併	щ	淝
	すると		ш				無加	ano No	711		-
	好津第35		щ						ш		和

### 別記様式第25号(第37条関係)

(1画)

	受ける者	命命令						
現に管理する 事務所の所在地	生年月日	凩	#	本(国)籍				
御屋	田田	始	퍜	幾		野	#	
理す	-	44	-0	THE			34	
が一地を							坚	
							淪	
							H	
							建	
							靋	
							ऋो	
							<b>₫</b> Þ	
	15				经 豐		m( <del>l)</del>	
	併				公安委員会 警察本部長	2	用	雅
	Э							
	-tit				dar 315	3	Д	
	ш				9 9			
						1	П	40

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する密律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。

B> 권>	
9	
命令の内容	
	e

命令の有効期間

併

Ш

日から

年月

田まで

命令をする由

命令をする由

松 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。

施

1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

(2面)

### 別記様式第37号(第45条関係)

(1)画)

命令の有効期間	命 令 の 内 略	第1項の規定により、下記のとおり命令する。 記	上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条		受ける者	命令者						
	松	7i	CMI	生年	洪	H	*					
	774		SEED .	生年月日	孙	포	本(国)籍			潤		
拚		커	力国	1000		-4,	ш(+1				請求妨	
m		5									**	
<u>ш</u>		상	9+								当	
		- S	71 94								135	
田 な ぶ		計量	3									
Ĭ.		्रें।	173								止饭命	
			9								器	
拼			17.43								作	
111			**	44				-1#			mitt	
m			選り	年				機	公安零	併		淝
ш			が法	月				警察本部長	公安委員会	Э		Jug
田 は な			律第	Ш					1			
8			353						= 27	Ш		車

# 別記様式第25号の2(第37条関係)

-
뺑

日白古手	开	住	本(国)			0.1900		
月日	孙	所	1)籍			霽		77.25
			-					B
								*
								277
								D
								Cred
								F
								×
								-
								4
								П
年				警察本部長	公安委員会		併	
田				經典			Д	
ш					9			
ш							П	

第1項の規定により、下記のとおり命令する。 記

命令の有効期間

併

耳

日から

年旦

日まで

命令をする由

命を含める

田 0%

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

を添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 不用の文字は、横線で消すこと。 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ

を添付すること。

(2面)

(2酉)

### 別記様式第38号(第45条関係)

(1面)

命令の有効期間	命 令 の 乃 镕	上記の者に対し、暴力団員による不当な行為第1項の規定により、下記のとおり命令する。 記		受ける者	命令者							
沙期間	区	されて、世により	生年月日	果	爭	本(国)籍			票			
		· 編	Ш	功	포	開			. +6			
併		暴力回員による不当な行為の防止等に関する法律第35条)、下記のとおり命令する。 記									阿猫	
ш		\$ %									₩	
		るの子の									猴	
日から		当会に									上演	
37		。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									命令書	
TS		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									世	
併		(学)					-14				-11	
in in		71	併				警察本部長	公安委員会		併		5700
_		91	ш				林豐			_		舥
まる		法律	_20							田		
3		# S	Ш				<b>=</b>			ш		如

# 別記様式第25号の3(第37条関係)

	貨揚等禁止仮命令書		(1面)
单		舵	
Д			
ш		ᆁ	

郡

公安委員会 图響察本部長 图

	受ける者	命令	
生年月	迅	住	<b>★</b> ( <b>■</b>
月日	7/4	所	1)籍
年 月			

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。 記

命令の有効期間	金 金 の 内 昭	
9	ط⊳	
10000000000000000000000000000000000000	9	
加州	₹	
Jil.	聯	
併		
ш		
日から		
併		
ш		
日まで		

命を合う **田 が** 

命令をする

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。

- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2酉)

(2面)

### 別記様式第39号(第45条関係)

(1)画)

山口

第1項の規定により、下記のとおり命令する。

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条

B)	<b>5</b> >	
命令の有効期間	<b>歌</b> 分 の 内 略	
並	9	
	图	
맼		
拼		
щ		
표 상		
<u> </u>		
併		
m		
m		
マキロ		
44		

O W	痛丸 1 所定	舎 単 や や や	
を添付すること。 不用の文字は、横線で消すこと。 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	<b>所定の傷に記載することができないときは、別紙に記載の上、</b>	田砂	(2 断)
	L (13)		

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号)

(傍線の部分は改正部分)

(定義)  (に表表)  (に表する者)  (に表する法第二人名において本れぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞれぞ	改正後	
(定義) (定義) (定義) (定義)	改正前	

取 代表する者 法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を

る者 区域の変更に係る特定危険指定暴力団等(同項に規定する特定危険 指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒 )を代表す 項の意見聴

法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

よる命令 (以下「仮の命令」という。) を受けた者 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定に

<u>-</u> <u>•</u> (略)

意見の陳述をする当該暴力的要求行為をした指定暴力団員(法第九条 関係に関し、 法第二条第七号に規定する暴力的要求行為をいう。 取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為( に規定する指定暴力団員をいう。第十一条の二第一項において同じ。 をいう。 関係指定暴力団員
法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴 法第三十四条第四項の規定による許可に基づき出頭及び 以下同じ。) との

五 (略)

(主宰者)

第二条 法第五条第一項 ( 法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十 主宰する。 の意見聴取は、 いて同じ。)、第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しくは第四項 条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項第一号にお 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が

兀 び意見の陳述をする当該暴力的要求行為をした指定暴力団員をいう。 取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為と の関係に関し、 関係指定暴力団員
法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴 法第三十四条第四項の規定による許可に基づき出頭及

五 (略)

(主宰者)

第二条 法第五条第一項、 う。)が主宰する。 は第四項の意見聴取は、 都道府県公安委員会 (以下「公安委員会」とい 第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しく

2 (略)

2

(略)

### (除斥事由)

第四条 主宰者 (公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席する公 各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。 安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。) は、次の 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又は

<u>\_</u> ~ 四 (略)

あったとき。

### (忌避の申出)

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し 申し出ることができる。 意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を

等をいう。次号及び第三号において同じ。) であるとき。 行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者 は第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力 規定に違反する行為、 第十六条、 主宰者が事案の関係人(法第九条、第十二条の三、第十二条の五 第二十四条、 第三十条の五第一項に規定する暴力行為若しく 第三十条の六第一項若しくは第三十条の九の

<u>-</u> <u>•</u> (略)

2

(略)

### (補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の 許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であって既に受けた 各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに 請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第 補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申

### (除斥事由

各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。 安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。) は、次の 一 主宰者が当事者若しくはその代理人又は補佐人であるとき又はあっ 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあっては、 出席する公

<u>-</u> 了 四 (略)

たとき。

### (忌避の申出

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し 意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を

申し出ることができる。

いて同じ。) であるとき。 に規定する請求者若しくはその配偶者等をいう。次号及び第三号にお は第三十条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四 第十六条、第二十条若しくは第二十四条の規定に違反する行為若しく 主宰者が事案の関係人(法第九条、第十二条の三、第十二条の五、

### 二・三 (略)

2 (略)

### (補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の 許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であって既に受けた 請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第 各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに 補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申

及び第二号において同じ。) 当該通知された期日前四日行う意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一条の二第一項第一号て行う意見聴取(第十六条第二項の規定による変更後の期日において 第十四条第一項から第四項までの規定により通知された期日におい

当該通知された期日前三日 - 第十四条第五項の規定により通知された期日において行う意見聴取

三 (略)

2~4 (略)

(出頭及び意見の陳述の許可)

述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。
・ 令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、当該命十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲第十一条の二 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三

当該通知された期日前四日 第十四条第四項の規定により通知された期日において行う意見聴取

二 (略)

2 (略)

(立会警察職員)

よる同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第間に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による指定又は法第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第三項の規定による同条第一項において「立会警察職員」という。)に対し、当該事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該第十三条 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関す

第二号において同じ。) 当該通知された期日前四日 意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一条の二第一項第一号及び う意見聴取(第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う 第十四条第一項又は第二項の規定により通知された期日において行

二 第十四条第三項の規定により通知された期日において行う意見聴取

当該通知された期日前三日

三 (略)

2~4 (略)

(出頭及び意見の陳述の許可)

述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。 令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲第十一条の二 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三

当該通知された期日前四日 第十四条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取

二 (略)

2 (略)

(立会警察職員)

の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。
、会第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。
、会事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該第十三条 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関す

要な事項について説明をさせることができる。 る理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必 十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。) をしようとす 令 (法第三十四条第一項に規定する命令をいう。第十九条第一項、第二 二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。) 若しくは命

(意見聴取の通知)

第十四条 (略)

2 達して行う。 次の各号に掲げる通知は、 別記様式第二号の二の意見聴取通知書を送

による通知 に係る法第十五条の二第八項において準用する法第五条第二 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取 項の規定

による通知 に係る法第三十条の八第四項において準用する法第五条第二項の規定 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第 項の意見聴取

3 達して行う。 次の各号に掲げる通知は、 別記様式第二号の三の意見聴取通知書を送

による通知 に係る法第十五条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第 項の意見聴取

による通知 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第 項の意見聴取

4 | 5 | (略)

6 っては、 前五項の意見聴取通知書には、次の各号 (前項の意見聴取通知書にあ 第二号及び第三号) に掲げる事項を記載して教示するものとす

ಶ್ಶ

(意見聴取の通知)

第十四条 (略)

2 | 3 | (略)

4 っては、 前三項の意見聴取通知書には、次の各号 (前項の意見聴取通知書にあ 第二号及び第三号) に掲げる事項を記載して教示するものとす

ಶ್

### (略)

7 l は意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。 日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあって 五条第一項又は法第三十四条第一項の意見聴取にあっては意見聴取の期 九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第 は意見聴取の期日の十五日前までに、法第十五条の二第八項若しくは第 第一項から第五項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあって

### (意見聴取の公示)

第十五条 定による公示は、 四条第二項 (法第三十五条第五項において準用する場合を含む。) の規 十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。) 又は第三十 法第五条第二項 ( 法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三 公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない

2 前条第七項の規定は、 前項に規定する公示について準用する。

# (意見聴取の期日及び場所の変更)

場所)変更申出書により、 がある場合には、 第二項の通知を受けた者を含む。)は、 とができる。 第十四条第一項から第五項までの通知を受けた者(第二十三条 公安委員会に対し、 意見聴取の期日又は場所の変更を申し出るこ 別記様式第五号の意見聴取期日 ( 病気その他のやむを得ない理由

2 4 (略)

### (冒頭手続)

第十九条 を告げなければならない 指定等若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由 主宰者は、 意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に

### \ = (略)

5 け 項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしな あっては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四 は意見聴取の期日の十五日前までに、法第三十四条第一項の意見聴取に 第一項から第三項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあって ればならない。

### (意見聴取の公示)

第十五条 板に掲示して行わなければならない。 おいて準用する場合を含む。) の規定による公示は、 法第五条第二項又は第三十四条第二項(法第三十五条第五項に 公安委員会の掲示

前条第五項の規定は、 前項に規定する公示について準用する。

2

# (意見聴取の期日及び場所の変更)

第 場所)変更申出書により、 がある場合には、 第二項の通知を受けた者を含む。)は、 十六条 とができる。 (略) 第十四条第一項から第三項までの通知を受けた者(第二十三条 公安委員会に対し、 意見聴取の期日又は場所の変更を申し出るこ 別記様式第五号の意見聴取期日 ( 病気その他のやむを得ない理由

### (冒頭手続)

2 { 4

第十九条 対し、 告げなければならない。 指定若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を 主宰者は、 意見聴取の冒頭において、 当事者又はその代理人に

(略)

(意見聴取の続行)

第二十三条 日を定めて意見聴取を続行するものとする。 主宰者は、 次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期

(略)

うか又は仮の命令が不当でないかどうかについての決定をするに熟さ ないと認めるとき。 期日において行われた意見聴取では指定等若しくは命令をするかど

2 -3 (略)

(非公開とする場合の手続)

第二十六条 開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。 ともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公 り意見聴取を公開しないこととする場合には、傍聴人にその旨を理由と 及び第五項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第一項ただ し書 (法第三十五条第五項において準用する場合を含む。) の規定によ 主宰者は、法第五条第一項ただし書(法第三十条の八第四項

(当事者がその地位を失った場合の措置)

第三十九条 は第五項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に管 法第三十条の十一第一項の規定による命令に係る第十四条第四項若しく 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。 他の事由によりその地位を失った場合又は法第十五条第一項(同条第三 項において「暴力団等」という。)を代表する者であった者が死亡その 意見聴取が終結するまでの間に当該意見聴取に係る暴力団、 等又は特定抗争指定暴力団等若しくは特定危険指定暴力団等(以下この 第十四条第一項から第三項までの意見聴取の通知をしてから 指定暴力団 ) 若しくは

> 2 (略)

(意見聴取の続行)

第二十三条 日を定めて意見聴取を続行するものとする。 主宰者は、 次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期

(略)

か又は仮の命令が不当でないかどうかについての決定をするに熟さな いと認めるとき。 期日において行われた意見聴取では指定若しくは命令をするかどう

2 . (略)

(非公開とする場合の手続)

第二十六条 主宰者は、法第五条第一項ただし書又は第三十四条第一項 公開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。 とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び より意見聴取を公開しないこととする場合には、 だし書 (法第三十五条第五項において準用する場合を含む。) の規定に 傍聴人にその旨を理由

(当事者がその地位を失った場合の措置)

第三十九条 う。以下この項において同じ。 その地位を失った場合には、公安委員会は、新たに当該暴力団を代表す が終結するまでの間に管理者(法第十五条第一項に規定する管理者をい る第十四条第二項若しくは第三項の意見聴取の通知をしてから意見聴取 用する場合を含む。 りその地位を失った場合又は法第十五条第一項 (同条第二項において準 するまでの間に暴力団を代表する者であった者が死亡その他の事由によ 第十四条第一項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結 以下この項において同じ。) の規定による命令に係 )であった者が交代その他の事由により

相当のわきまえのあるものに対し、連絡するものとする。相当のわきまえのあるものに対し、連絡するものとする。ただし、新たに当該暴力団等を代表する者又は管理者となった者の所在が不明であるため連絡することができないときは、新たに当該暴力団等を代表する者となった者の所在が不明であるため連絡することができないときは、新たに当該暴力団等を代表する者となった者の所在が不明であるため連絡することができないときは、新たに当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者についてはその者の管理に係る事務所にそれぞれ現在する者では、公安委員会は、新たに当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者については当該暴力団等を代表する者となった者に対している。

2 (略)

(意見聴取の再開)

| 令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことがで第四十条| 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、指定等又は命

2・3 (略)

2 (略)

(意見聴取の再開)

を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができ第四十条 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、指定又は命令

2・3 (略)

別記様式第2号の2 (第14条関係)

郡 幯 EM, 恶 西 漸 甘 пij 併 恶 H Ш 毒

指定暴力団等

主たる事務所の所在地

功

蓉

指定をしょうとする

刑

畊

代表する者又ないない代わられたもの人がおいたため

币

長で 90 , M 数と 区 会 本 不 と越

龜桃 警定

游 铷 裥

記をしょう

とする理由 9 9

馬 馬

調 部

更 双

蓏 掤 汧

문 Щ 竹 문 ala

併

月時

世代で

1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の指定暴力回等を指定することがあります。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。 2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。

ω あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の指定暴力団等の指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出するこ とができます。

全地 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、 を添付すること。2 不要の文字は、模線で消すこと。3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

ww

別記様式第2号の3 (第14条関係)

松	警戒区域の変更をしようとする理由	ğok	ţœţ	家心	(T)	団等の変			項の意見聴収を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します 記	対域	第 1 5 条 の に関する法律第15条の2第4項におい 第 3 0 条 の	구 많				
風	破る	馬	洒			谎	111	ιķι	馬	変	が	が推				
海		勰	羅	) in	代表である。		77		現を	州	作 学学	知知				
9	18 N	瓔	野	琳?	10	闹			커	解	115%	推翻	1 F 2E	n c		
鵬	ĝ.	9	9	者代又わ			事務所		9	回送	∞ 7M — ⊝	定期	~		77272	
基	4	施	期	80000	T	琳	の所在地		d'	光光	0 3 5	力型			ţœķ	
冈	型の			果	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	s le	推	-945	)実	深線	张曼张	##			ص	
製	毌	ઋ	ш	孙	과	加	街	蓉	語	38	900	*			溫	
									94 4	光光 900	9	91			型	
			.25.						の語	原育	の難の	暴力			漸	
			併						出頭	₩ 5	すぎる第	1110			哲	
									34	数な	匹米	77 90			胂	
			正罪						94	Œ.	ω <u>Ψ</u> ω	30	23	#		
			-Mr						3	о М	東京東	些	公安委員会	100	8 8	H
									動1	法等	)規(	行	11>	Л	1	
			分せない。						, of	戒区域の変更に係る同法第15条の2第9項において準用する同法第5条第1	2 第 3 項 で準用する同条第3項の規定による警 8 第 3 項	特定机学指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等 下記の特定危険指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等		Щ	1	ᆌ

編札 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の警戒区域の変更をすることがあります。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の警戒区域の変更について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。 できます。 できます。 不要の文字は、横線で消すこと。 年級の文字は、横線で消すこと。 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

盆地

(傍線の部分は改正部分)

条の二  法第三十二条の三第一項の規定による指定の基準は、次に掲 第一条(指定の基準)  (指定の基準)	(指定の申請)  (語)  (指定の申請)  (語)  (語)  (語)  (語)  (語)  (語)  (語)  (	改 正 後
第一条の二(法第三十二条の二第一項の規定による指定の基準は、次に掲(指定の基準)	(指定の申請) (指定の申請) (指定の申請) (指定の申請) (指定の申請) (相談委員をいう。)に提出しなければならない。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	改正前

げるとおりとする。

暴力追放事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。

により暴力追放事業が不公正になるおそれがないこと。 三 暴力追放事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うこと

(指定の公示)

を行った年月日を公示しなければならない。たときは、第一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定第二条(公安委員会は、法第三十二条の三第一項の規定による指定を行っ

(暴力追放相談委員)

第四条 法第三十二条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者

|〜三 (略)

は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(暴力追放相談委員証)

の暴力追放相談委員証を交付しなければならない。第五条の都道府県センターは、暴力追放相談委員に対し、別記様式第一号

げるとおりとする。

礎を有すること。 一都道府県センターの事業を適正かつ確実に行うため必要な経理的基

いこと。 を行うことにより都道府県センターの事業が不公正になるおそれがな三 都道府県センターの事業を行っているときは、当該事業

(指定の公示)

行った年月日を公示しなければならない。 たときは、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を第二条 公安委員会は、法第三十二条の二第一項の規定による指定を行っ

(暴力追放相談委員)

は、次に掲げる要件に該当する者とする。第四条 法第三十二条の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者

| 〜 三 (略)

(暴力追放相談委員証)

追放相談委員証を交付しなければならない。 第五条 都道府県センターは、暴力追放相談委員に対し、別記様式の暴力

(都道府県センターの基準)

第六条 準は、次のとおりとする。 法第三十二条の三第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基

- に必要な数以上であること。 める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うため 号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定 次に掲げる相談事業の種別(法第三十二条の三第二項第三号、第四
- 法第三十二条の三第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する
- (2) (略)

暴力追放相談委員

- 暴力追放相談委員 法第三十二条の三第二項第四号の事業 次のいずれかに該当する
- (1) (2) (略)
- 暴力追放相談委員 法第三十二条の三第二 |項第五号の事業 次のいずれかに該当する
- (1) · (2) (略)
- <u>\_</u> ~ 四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

らない。 応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければな り登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に 報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五号)の規定によ 第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。) で不当要求情 都道府県センターは、不当要求情報管理機関 (法第三十二条の三

— 〈 四 (略)

(都道府県センターの基準)

第六条 準は、次のとおりとする。 法第三十二条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基

- に必要な数以上であること。 める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うため 号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定 次に掲げる相談事業の種別(法第三十二条の二第二項第三号、
- 暴力追放相談委員 法第三十二条の二第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する
- (1) · (2) (略)
- (1) • (2) 暴力追放相談委員 法第三十二条の 法第三十二条の (略) 第 第 |項第四号の事業 |項第五号の事業 次のいずれかに該当する 次のいずれかに該当する
- (1) · (2) 暴力追放相談委員
- (略)

<u>-</u> 了 四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければな り登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に 報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五号)の規定によ 第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。) で不当要求情 都道府県センターは、不当要求情報管理機関 ( 法第三十二条の)

— 〈 四 (略)

らない。

(都道府県警察からの援助)

ものとする。 相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るを図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営

(略)

三 (略)

(指定の取消しの公示)

。 センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない第十四条 公安委員会は、法第三十二条の三第六項の規定により都道府県

(準用規定)

放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げ、事二号中「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放軍事十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、「「項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、「中国の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、「中国の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、「東十二条の二の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国暴力追放運第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第

(都道府県警察からの援助)

ものとする。 相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るを図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営

(略)

三 (略)

(指定の取消しの公示)

センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない第十四条 公安委員会は、法第三十二条の二第六項の規定により都道府県

(準用規定)

放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げ、東川市る。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同事十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第一条の二の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国暴力追放運第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第

本の四第二項各号に掲げる事業」と、第一条の四第三項において準用の四第二項各号に掲げる事業」と、第一系の四第三項において準用の四第二項各号に掲げる事業」と、第一条の三第六項」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「暴力追放事業」と、第十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「暴力追放事業」と、第十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「暴力追放事業」と、第十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の三第一項」と、第一条の二第二項各号に掲げる事業」と、第一条の四第二項と表力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第一項」と、第一条の四第三項において準用で、第十三条の三第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の三第一項」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の四第二項と表力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第一項と表面とする。

## (電磁的記録媒体による手続)

□三第二項各号に掲げる事業」と、第十二条の二第六項の三第二項各号に掲げる事業」と、第十二条の二第六項の三第二項各号に掲げる事業」と、第十二条の二第六項」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第三項において準用する法第三十二条の二第一項」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第三項において準用する法第三十二条の二第六項」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の二第六項」とあるのは「法第三十二条の三第二項を表する。

# (フレキシブルディスクによる手続)

ブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
る事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシいては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされてい第十七条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出につ

### 一 一 、 <p

(略)

- イスクカートリッジでなければならない。 格」という。) X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルデ百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第
- 式に従って行わなければならない。 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方

| する方式 | する方式 | 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定

| に規定する方式 | ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

規定する方式 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に

×〇二〇一及び×〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格×〇年 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格

第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格×六二二三に規定

次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければ

するラベル領域に、

ならない。

5

提出者の名称

一提出年月日

### 別記様式第2号(第17条関係)

### 電磁的記錄媒体提出票

国家公安委員会

提出者の名称 Д

田

1項 第12条第 1項 1項 3項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し 1項 2項 第1条第 第1条第 第1条第 3条第 3条第 1項 第3条第 第3条第 第1条第

た電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違あ

1 電磁的記録媒体に記録された事項

電磁的記録媒体と併せて提出される書類

編州 とに記録されている事項を記載すること。 提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ご 記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に

- た書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること、 されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載し 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 該当事項がない欄は、省略すること
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

OI

### 別記様式第2号(第17条関係)

### 国家公安委員会 殿

フレキシブルディスク提出駅

提出者の名称 Ш

第1条第 第1条第 第1条第 第1条第 第3条第 第3条第 項 第12条第 項 第12条第

1項 第12条第 1項 1項 3項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し 1項 2項

たフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に

相違ありません。

- フレキシブルディスクに記録された事項
- フレキシブルディスクと併せて提出される書類

整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載するこ ルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフ レキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシフ

- 事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を に続付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の 記載すること。 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 (略)	2 (略)
	に関し必要な事項を定めるものとする。
0	傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持
の遵守事項その他その秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする	第六条第五項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。) について、
をいう。以下同じ。)について、傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聴人	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成十二年法律第八十一号)
律(平成十二年法律第八十一号)第六条第五項の規定による意見の聴取	第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取並びに
四項の規定による意見聴取並びにストーカー行為等の規制等に関する法	条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条
七号)第五条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第	七号)第五条第一項(同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
の五第四項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、	の五第四項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、
第百五号)第百四条第一項(同法第百四条の二の二第六項及び第百七条	第百五号)第百四条第一項(同法第百四条の二の二第六項及び第百七条
者が法令に基づいて行う聴聞等(聴聞、道路交通法(昭和三十五年法律	者が法令に基づいて行う聴聞等 ( 聴聞、道路交通法 ( 昭和三十五年法律
署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された	署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された
第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察	第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察
(趣旨)	(趣旨)
改正前	改正後

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員 会規則 (平成十五年国家公安委員会規則第六号) (傍線の部分は改正部分)

						1		別	
四・五 (略)	(略)		七十七号)	等に関する法律 (平成三年法律第	暴力団員による不当な行為の防止	三 暴力団員による不当な行為の防	一・二 (略)	別表第三(第六条関係)	改
	(略)	び第三十八条第二項	第五項、第三十二条の四第一項及	み替えて準用する第三十二条の三	第三十二条の四第三項において読	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定			近 後
四・五 (略)	(略)		七十七号)	等に関する法律 (平成三年法律第	暴力団員による不当な行為の防止	三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定	- · 二 (略)	別表第三(第六条関係)	改
	(略)	び第三十八条第二項	第五項、第三十二条の三第一項及	み替えて準用する第三十二条の一	第三十二条の三第三項において読	防止等に関する法律関係法令の担			前